

千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第10回会議（定例会）

1 期 日 令和3年12月22日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時23分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 山口 新二

企画管理部

企 画 管 理 部 長 長谷川 聡
企 画 管 理 部 次 長 武内 貢一
教 育 総 務 課 長 中西 健

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監 日根野達也
教 育 振 興 部 次 長 海宝 伸夫
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一
学 習 指 導 課 長 佐藤 晴光
特 別 支 援 教 育 課 長 青木 隆一
教 職 員 課 長 富田 浩明
文 化 財 課 副 課 長 高梨 俊夫

企画管理部

教育総務課障害者雇用推進班主幹 村山 猛
同 主査 杓名 清志
教育政策課主幹兼教育広報室長 戸崎 将宏

教育振興部

学習指導課主幹兼高等学校指導室長 高梨 祐介
同 主席指導主事 神崎 勝弘
同 指導主事 森田 雅則
同 指導主事 森川 容江
特 別 支 援 教 育 課 主 幹 松田 厚
兼 教 育 課 程 指 導 室 長 嶋野 隆文
同 指導主事 工藤 秀昭
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 澁谷 義範
同 主席管理主事 山中 敬生
同 主席管理主事

同	管理主事	榎本	武人
文化財課指定文化財班長		大内	千年
同	主任上席文化主事	黒沢	崇

事務局

企画管理部教育総務課			
主幹兼委員会室長		佐藤	祐児
同	副主幹	山口	聖剛
同	主査	赤羽	大輔
同	主査	齋藤	智史

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 令和3年度第9回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第33号議案及び第42号議案の議案10件、第11号報告の報告議案1件、報告1及び報告2の報告2件である。第36号議案及び第37号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第38号議案から第42号議案は、同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員に願います。

9 審議事項

第33号議案 令和5年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程について

【学習指導課長】

第33号議案「令和5年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程」について説明する。この入学者選抜の日程は、「県立高等学校管理規則」第25条を受けて、生徒の募集及び入学者の選抜方法等の一部である日程を決定するものである。

令和3年2月に行われた令和3年度入学者選抜から、いわゆる一本化された新しい選抜制度となったが、令和5年度選抜も出願期間は、志願者がゆとりのある出願をすることができること、志願の変更等志願者が家庭や学校で十分相談できること、志願者及び学校にとって余裕のある日程となるよう配慮した。

令和5年度入学者選抜のうち、「一般入学者選抜等」について主な日程を説明する。1-(1)願書等の提出は令和5年2月8日、9日及び10日の3日間、1-(2)志願変更等は2月15日及び16日、1-(3)本検査は、2月21日、22日の2日間を実施し、21日に3教科の学力検査を、22日に2教科の学力検査及び学校設定検査を実施する。なお、この2年間は本検査を2月24、25日で実施していたが、曜日の関係で検査日の間に休日が入ってしまうことは望ましくないこと、あまり後ろにずらすと、学校の教育活動への影響も考えられることなどから、令和4年度と比較して、3日ほど早くなっている。

また、インフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により本検査を全く受検できなかった者を対象に1-(5)にある通り、追検査を3月1日に実施する。1-(6)入学許可候補者の発表は、3月3日に、本検査と追検査を併せた発表となる。

以下、「2 第2次募集」、「3 定時制の課程の追加募集」、「4 通信制の課程の三期入学者選抜」、「5 三部制の定時制の課程の秋季入学者選抜」、「6 通信制の課程の四期(秋季)入学者選抜」の日程である。

なお、令和4年度と令和5年度の日程の詳細な比較は、4ページ、5ページの資料に示したので、確認いただきたい。

入学者選抜の具体的な方法等を定めた選抜要項については、令和4年度の教育委員会会議で、諮る予定である。ただし、日程については、中学校及び高等学校において、計画的で円滑な学校運営が図れるよう、できるだけ早く決定する必要があるので、今回、先立って提案するものである。

この入学者選抜の日程が議決されたら、関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【井出教育長職務代理者】

第33号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第33号議案は、原案どおり可決する。

第34号議案 令和5年度千葉県県立中学校入学者決定の日程について

【学習指導課長】

第34号議案「令和5年度千葉県県立中学校入学者決定の日程について」説明する。本議案は、「県立中学校管理規則」第25条の規定により、入学者決定の日程を決定するものである。

また、8ページの議案資料には、本年度行う令和4年度入学者決定の日程と比較して示してあるので、併せて御覧いただきたい。

入学願書の提出は、令和4年1月21日(月)から24日(木)とする。23日(水)は祝日のため除く。

一次検査は令和4年12月10日(土)に実施し、一次検査の発表は同12月21日(水)とする。一次検査で合格となった場合、志願者は、中学校では調査書に相当する報告書を、令和5年1月11日(水)～12日(木)に志願する学校に提出する。

二次検査は、同1月24日(火)に実施する。小学生が予め自分の進路について計画し、準備しやすいように曜日によらず、令和4年度入学者決定と同日程とした。二次検査の結果発表は、本年度より一日早め、令和5年1月31日(火)とした。

なお、入学者決定の具体的な方法等を定めた決定要項については、令和4年度の教育委員会会議で諮る予定である。

ただし、日程については、県内各小学校と県立中学校において、令和4年度の教育活動を計画的に行う上でできるだけ早く決定しておくことが必要であるため、決定要項に先立って本日審議をお願いするものである。

この入学者決定の日程が議決されたら、関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【岡本委員】

御礼とお願いである。合格発表の日程を一日早めていただいたことは、私立学校の試験日程の関係で、生徒たちにとって非常にありがたいことだと思う。お願いであるが、新型コロナウイルスが来年、再来年まで続いていた場合には、定員の関係から、高等学校、特別支援学校で行われる新型コロナウイルスに係る特例選

考が県立中学校ではできない、その理由についてアナウンスする方法を検討していただきたい。

【学習指導課長】

具現化できるよう努める。

【井出教育長職務代理者】

第34号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第34号議案は、原案どおり可決する。

第35号議案 令和5年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考の日程について

【特別支援教育課】

第35号議案「令和5年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考の日程」について説明する。令和5年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。表の右側が令和5年度の日程であり、令和5年度の日程については、令和4年度から大きな変更はない。県立特別支援学校の入学者選考の日程については、大きく3種類ある。

まず一つ目は、1の幼稚部、2の高等部普通科、5の高等部専門学科（千葉盲学校（総合生活科）及び千葉聾学校（産業技術科、理容科））、7の高等部専攻科（千葉聾学校の理容科）の入学者選考である。高等学校の入学者選抜に準じて2月21日、22日に実施される。

二つ目は、3の高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の入学者選考が、1月11日、12日に実施される。この選考日を1月に設定している理由は、この選考で不合格となった場合、高等部普通科の受検を可能とするためである。

三つ目は、4の高等部専門学科（千葉盲学校（保健理療科））、6の高等部専攻科（千葉盲学校（理療科、保健理療科））の入学者選考が2月7日、8日に実施される。この選考日を2月初めに設定している理由は、あん摩・マッサージ・指圧師等国家試験が、2月下旬に実施されるためであり、その時期との重複を避け、日程を設定するものである。選考要項については、令和4年5月の教育委員会会議で、諮る予定である。

また、この選考日程は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のウェブページで公表する。

【井出教育長職務代理者】

第35号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第35号議案は、原案どおり可決する。

第11号報告 市町村立中学校長の人事について

【教職員課長】

第11号報告「市町村立小学校長の人事について」報告する。本件は、市川市立幸小学校長であった白石恵介（年度末54歳）が、令和3年12月20日から体調不良により、休職することになったため、その後任者として、市川市教育委員会学校教育部義務教育課安全安心対策担当室長河部純（令和3年度末58歳）を同校へ、同日付けで採用したものである。

本来、市町村立小中学校長の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会会議の議決事項になっているが、発令日までに教育委員会会議で審議していただく暇がなく、急施を要することから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定したので、報告するものである。

第11号報告は終了。

報告1 令和4年度千葉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る特例検査について

【学習指導課長】

新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての志願者が、千葉県公立高等学校入学者選抜を1度も受検できないということがないように、令和4年度千葉県公立高等学校入学者選抜において、「新型コロナウイルス感染症に係る特例検査」を実施することとした。

特例検査は、令和4年2月24日・25日に行われる一般入学者選抜等の本検査から、3週間後の3月17日に出願、3月22日に特例検査を実施し、3月23日に合格発表を行う。

特例検査の対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染していた者、濃厚接触者のうち発熱等の症状が見られた者、PCR検査等の結果待ちの者等を想定している。学力検査は、国語・数学・英語3教科をまとめて90分で実施し、会場は、受検生の移動の負担等を考慮し、県が指定した5か所の県内施設を予定している。検査の運営については、県職員が担当する。募集枠は定員の外枠の扱いとする。

この特例検査に志願するためには、一般入学者選抜等への志願を済ませていることが前提となる。出願後、新型コロナウイルス感染症の影響により、本検査のすべてを受検ができなかった場合は、3月3日の追検査又は、特例検査を受検できることとする。また、第2次募集の出願の3月15日までに体調が回復した場合、志願者が希望すれば、本検査で志願した学校を変更し、第2次募集への出願も可能とする。第2次募集で合格した場合は、特例検査への出願はできない。

なお、12月2日に各中学校・高等学校をはじめ、関係機関に通知するとともに、報道発表した。

報告1は終了。

報告2 令和4年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考における新型コロナウイルス感染症に係る特例選考について

【特別支援教育課長】

令和4年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考における新型コロナウイルス感染症に係る特例選考について、説明する。

報告資料2ページを御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒等の受検機会を確保するため、県立特別支援学校の入学者選考において「特例選考」を実施することとした。

高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の入学者選考においては、1月12日・13日の本選考を受検することができなかった場合、1月19日の追選考または2月9日の特例選考により、受検できるようにする。

高等部普通科等の入学者選考においては、県では日程は定めず、本選考から5日以上あけて

追選考、2週間以上あけて特例選考を実施することとする。

本選考の実施に当たっては、志願者の健康状態に応じて、「通常選考」、「(通常選考における)別室受検」、「追選考又は特例選考」の判断を行い、全ての志願者が安心して受検できるよう対応する。

報告2は終了。

<傍聴・報道 退出>

第36号議案 専決処分の申し入れについて

教育総務課長の説明後、協議を行い、可決した。

第37号議案 千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例の原案について

【文化財課副課長】

第37号議案「千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例の原案について」説明する。本年4月に文化財保護法が改正され、地方公共団体は条例の定めるところにより、文化財の登録制度を設けることができるようになったことから、千葉県文化財保護条例の一部を改正し、県内文化財の登録制度を新設するものである。

今回新設しようとする文化財の登録制度は、一定の価値は認められるものの、直ちに指定文化財には至らない文化財を広く登録することで把握し、指定制度のように現状変更に対する強い制限や罰則を設けず、緩やかな規制により文化財の保存・活用を図っていかうとするものである。登録による効果は、公的に文化財と位置づけることで、保護措置の俎上に載せることができるだけでなく、登録されることで文化財として広く認知され、観光や地域振興に活用が広がるものと思われる。また、文化財保護法の規定により、県で登録した文化財は、国の登録文化財へ提案することができるようになることから国と一体となった文化財保護行政を進めることができる。

主な条例の改正内容としては、議案資料の3にあるように、文化財の登録・抹消の手続きや登録後の文化財の管理方法等についての規定を定めている。近年、県内で頻発する自然災害や少子高齢化による文化財の滅失・散逸が危惧される一方、文化財の活用が重視されるなどの社会変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、今回、条例の一部を改正することにより、文化財の指定制度と登録制度を併用し、千葉県の文化財の保存活用を推進していかうと考えている。また、施行日は、法律の施行に合わせて、令和4年4月1日である。

【井出教育長職務代理者】

第37号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第37号議案は、原案どおり可決する。

第38号議案 学校職員の懲戒処分について

第39号議案 学校職員の懲戒処分について

第40号議案 学校職員の懲戒処分について

第41号議案 学校職員の懲戒処分について

第42号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、可決した。

10 教育長閉会宣告

令和4年1月19日 署名人